

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認高知地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	5 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	7 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	6 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 37 年 6 月から 38 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 6 月から 38 年 3 月まで
② 昭和 43 年 1 月から同年 3 月まで

私は、母親から、昭和 36 年に母親自身と私の国民年金の加入手続きを行うとともに、私が婚姻するまでの間、二人分の国民年金保険料を、経済的に苦しい時には、免除申請や後で納付して、空白の期間が無いように一生懸命、役場又は郵便局で納付していたと聞いていたにもかかわらず、申立期間が私のみ未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、婚姻するまでの国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をほぼ納付している上、申立人の母親は、国民年金加入期間について、国民年金保険料を完納していることから、納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立期間①は、10 か月と比較的短期間であり、申立期間①前後の期間は納付済みとされている上、申立人の国民年金保険料を納付していたとされる申立人の母親は、申立期間①が納付済みとされており、申立期間①前後を通じて、申立人の母親は、住所や仕事に変更はなく、生活状況に大きな変化は認められないことから、申立人の母親が申立人の申立期間①に係る国民年金保険料のみをあえて納付しなかったとは考えにくい。

一方、申立期間②は、社会保険庁の記録上、平成 6 年 2 月に厚生年金保険の資格記録追加により生じた未納期間であり、その時点では、申立期間②は時効により国民年金保険料を納付できない期間である。

また、申立人の母親が申立人の申立期間②に係る国民年金保険料を納付し

ていたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人の国民年金保険料を納付していたとされる申立人の母親は高齢のため証言を得られず、ほかに申立人の母親が申立人の申立期間②に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 37 年 6 月から 38 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年9月

私は、20歳になった時、国民年金に加入し、昭和40年10月に県外に転出するまでの間、月額100円の国民年金保険料を集金人に納付していたにもかかわらず、申立期間が納付済みとされていないことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は1か月と短期間である上、申立人は、国民年金加入期間について、国民年金保険料を完納していることから、納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人が納付していたと主張する金額は、申立期間当時の国民年金保険料額と一致している。

さらに、市町村の国民年金被保険者名簿によれば、申立期間直前の昭和40年8月の検認記録欄には、申立期間と同様に検認印が押されていないが、社会保険庁の記録では納付済みとされている上、41年4月及び同年5月の検認記録欄には、検認印が押されているが、当該期間は、厚生年金保険の加入期間であるため、当該保険料は還付されるものと考えられるが、その痕跡は無く、申立人に係る記録管理が適正に行われていなかった可能性がうかがわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和35年11月から36年1月までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を35年11月7日に、資格喪失日に係る記録を36年2月25日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和35年11月から36年2月ごろまで
② 昭和36年2月から37年2月ごろまで
③ 昭和42年10月1日から43年1月1日まで

私は、B都道府県のA社に昭和35年11月から36年2月ごろまで、B都道府県のC社に同年2月から37年2月ごろまで、それぞれ勤務していたにもかかわらず、申立期間①及び②が厚生年金保険に未加入とされているので、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

また、D事業所には、昭和42年10月1日から43年1月1日まで、正職員として任用される前に臨時職員として任用されていたにもかかわらず、申立期間③が厚生年金保険に未加入とされているので、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、社会保険庁の記録上、昭和35年11月7日から36年8月8日までの期間において、A社で厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる同僚は、「申立人とは、A社の前に勤務していた事業所で一緒に勤務しており、当該事業所が倒産したため、一緒にA社へ移った。また、A社では、申立人と私はE業に従事していた。」旨を供述している上、当該同僚は、「申立人は、私より先にA社を退職したが、

申立人が同社を退職するまで、ともに寮で生活し、勤務内容等もずっと同じであったので、申立人のみが厚生年金保険に加入していないことはないと思う。」旨を供述していることから、申立人は、35年11月7日から同社に勤務し、当該同僚と同様に、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたものとするのが相当である。

また、社会保険庁の記録上、昭和36年2月25日から39年5月6日までの期間において、A社で厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認でき、申立人と同様、同社でE業に従事していた同僚は、「私がA社に勤務していた期間中、申立人は同社に勤務していなかったと思う。」旨を供述していることから、申立人は、36年2月25日以降は同社に勤務していなかったものとするのが相当である。

これらを総合的に判断すると、申立人は、昭和35年11月7日から36年2月24日までの期間について、A社に勤務し、35年11月から36年1月までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、A社で勤務していた同僚の社会保険事務所の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は平成15年9月19日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いが、当該期間の健康保険・厚生年金保険事業所別被保険者名簿の健康保険の番号に欠番が無いことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考え難い上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録していないとは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和35年11月から36年1月までの期間に係る保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 一方、申立期間②について、申立人は、B都道府県のC社に勤務していたと申し述べているが、同社に勤務していた当時の従業員からは、申立人が勤務していたことを裏付ける供述は得られない。

また、雇用保険の記録によると、申立人は、申立期間②のうち、昭和36年8月1日から37年2月までの期間について、F都道府県に所在するG社において、雇用保険に加入していることが確認できる。

- 3 申立期間③について、D事業所H（昭和62年4月1日にD事業所Iから名称変更）から提出された職員経歴書から判断すると、申立人は、申立期

間③において、D事業所に臨時職員として任用されており、申立期間③の期末である昭和43年1月1日に正職員として任用されていたことは確認できるほか、社会保険庁の記録によると、申立人は、同年1月1日から共済組合に加入していることが確認できる。

しかし、申立人は、申立期間③において、D事業所に臨時職員として任用され、昭和43年1月1日から正職員として任用された同期の職員は、いずれも男性で11人であったと供述しているが、社会保険事務所が保管するD事業所Iの被保険者原票を確認したところ、申立期間③において、同事業所で厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる男性21人は、いずれも同事業所での厚生年金保険の被保険者資格の喪失日は同年1月1日ではないことが確認できることから、申立人が同事業所で同期であったとする11人は、申立期間③において、厚生年金保険に未加入とされていたことが推認できる。

また、申立期間③において、申立人が雇用保険に加入した記録は存在しない。

さらに、D事業所Hには、申立期間③当時の賃金台帳等の資料が無い上、当時の同僚等からも、申立期間③における申立人の厚生年金保険への加入及び保険料控除の有無等についての供述は得られない。

- 4 このほか、申立人が申立期間②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い上、申立期間②を含む前後の期間について、社会保険事務所が保管するC社の健康保険・厚生年金保険事業所別被保険者名簿を、申立期間③を含む前後の期間について、社会保険事務所が保管するD事業所Iの被保険者原票をそれぞれ確認したところ、連番で被保険者の氏名が記載されており、申立人の記載が脱落した痕跡は認められず、ほかに申立内容を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、昭和36年12月から37年9月までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を36年12月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年7月ごろから31年12月ごろまで
② 昭和32年1月ごろから同年9月ごろまで
③ 昭和32年9月ごろから33年10月ごろまで
④ 昭和33年12月ごろから37年10月1日まで

私は、B社に勤務していた申立期間①が、C社に勤務していた申立期間②が、D社に勤務していた申立期間③が、A社に勤務していた期間のうち申立期間④が、それぞれ厚生年金保険に未加入とされているので、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間④について、雇用保険の記録及び申立人が記憶している同僚の氏名がA社における社会保険庁の記録に存在することから、申立人は申立期間④のうち、昭和34年8月1日から同社に継続して勤務していたことが推認できる。

また、申立期間④当時、A社で事務を担当していた者は、「A社が厚生年金保険の事業所として新規適用された昭和36年12月1日時点で、同社の従業員であった10人くらいの者は、全員、厚生年金保険に加入させた。」旨を供述している上、社会保険事務所が保管する同社の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿を見ると、昭和36年12月1日に同社で

厚生年金保険の被保険者資格を取得している者は11人であることが確認できることから、同社では、ほぼすべての従業員を厚生年金保険に加入させていたものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間④のうち、昭和36年12月から37年9月までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間に係る標準報酬月額については、社会保険事務所の昭和37年10月の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は昭和62年4月21日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、保険料を納付したか否かを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

2 一方、申立期間④のうち、昭和33年12月ごろから36年12月1日までの期間について、社会保険事務所の記録によると、A社の厚生年金保険の事業所としての新規適用年月日は同年12月1日とされており、当該期間は厚生年金保険の適用事業所ではないほか、当時の同僚等からの供述も得られず、申立人の保険料控除の有無等については不明である。

3 申立期間①について、社会保険事務所の記録によると、B社の厚生年金保険の事業所としての新規適用年月日は昭和31年10月1日とされており、申立期間①のうち、30年7月ごろから31年9月までは厚生年金保険の適用事業所ではない上、当時の同僚等からも申立期間①における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料控除の有無等についての供述は得られないほか、同年10月1日から37年4月1日までの期間について、社会保険事務所が保管する同社の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿を確認したところ、連番で被保険者の氏名が記載されており、申立人の記載が脱落した痕跡は認められない。

4 申立期間②について、当時の複数の同僚の供述により、申立人が申立期間②当時、C社（申立期間②当時はE社であり、昭和35年3月1日に同社から名称変更）に勤務していたことは推認できる。

しかし、F社（昭和63年4月1日にC社から名称変更）には、申立期間②当時の賃金台帳等の資料が無い上、事業主及び当時の同僚からも申立期間②における申立人の厚生年金保険への加入及び保険料控除の有無等についての供述は得られない。

また、当時の複数の同僚は「当時は、正社員でもしばらくは厚生年金保

険に加入させてもらえず、9か月くらいの勤務期間では、厚生年金保険には加入させてもらえなかったと思う。」旨を供述していることから、事業主は、申立人の申立期間②において、厚生年金保険の加入手続を行っていなかったものと考えられる。

5 申立期間③について、社会保険事務所の記録によると、D社は厚生年金保険の適用事業所ではない上、事業主及び当時の同僚等からの供述も得られず、申立人の勤務実態及び保険料控除の有無等については不明である。

6 このほか、申立人が申立期間①、②、③及び④のうち昭和33年12月ごろから36年11月までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに申立内容を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②、③及び④の期間のうち昭和33年12月ごろから36年12月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人のA病院における資格取得日は昭和32年4月1日であることが認められることから、申立人の厚生年金保険の被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、3,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和16年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和32年4月1日から同年6月1日まで

私は、昭和32年4月1日から34年4月30日まで、A病院に看護師として勤務していたにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険に未加入とされているので、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

なお、私が所有する厚生年金保険被保険者証や年金手帳においても、厚生年金保険の被保険者資格の取得日は昭和32年4月1日とされている。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿及びA病院の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、申立人の同病院での厚生年金保険の被保険者資格の取得日は昭和32年4月1日から同年6月1日に訂正されているが、当該訂正を行った理由及び年月日を確認することはできない。

一方、A病院から提出された証明書並びに申立人が保管する厚生年金保険被保険者証及び昭和49年11月以降に発行された年金手帳により、申立人は、32年4月1日に、同病院において厚生年金保険の被保険者資格を取得していたことが確認できる。

また、A病院が保管する昭和32年8月10日に提出された健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届を見ると、申立期間のうち同年5月が、厚生年金保険加入期間である算定基礎月とされていることが確認できることから、申立人の資格取得日について、訂正処理を行う合理的な理由は見当た

らない。

これらを総合的に判断すると、申立人の資格取得日は、昭和 32 年 4 月 1 日と認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和 32 年 6 月の社会保険事務所の記録から、3,000 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年1月から46年4月までの期間及び46年6月から53年5月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年1月から46年4月まで
② 昭和46年6月から53年5月まで

私が20歳になったところに、母親が国民年金の加入手続を行うとともに、毎月、両親及び姉の分と一緒に、両親が経営していた店に来ていた集金人に国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間が納付済みとされていないことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和54年8月に払い出されたものと推認され、社会保険庁の記録上、申立人は、厚生年金保険の被保険者資格を喪失した同年6月に国民年金の被保険者資格を取得したことから、申立期間は国民年金の未加入期間とされており、国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられ、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人の母親が申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は国民年金の加入手続、保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続、保険料の納付をしていたとされる申立人の母親は高齢のため証言が得られず、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

さらに、申立期間は、二つの期間を合わせて100か月と長期間に及んでいる上、申立人の母親が国民年金保険料を納付していたとする集金人も特定できないことから、関係者等の証言も得られず、ほかに申立人の母親が申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年11月20日から32年7月まで
② 昭和34年4月から36年3月1日まで
③ 昭和37年10月11日から38年3月まで

私は、A社に昭和28年10月7日から32年7月まで、B社に34年4月から38年3月まで、それぞれ継続勤務していたにもかかわらず、申立期間①、②及び③が厚生年金保険に未加入とされているので、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 A社について、C社（昭和36年10月10日にA社から社名変更）には、昭和34年以前の賃金台帳等は保管されていない上、当時の複数の従業員からも、申立期間①における申立人の勤務実態及び保険料控除の有無等についての供述は得られない。

また、申立人は、「A社には、高等学校を卒業後、しばらくして入社したが、勤務期間についてははっきりとは覚えていない。」旨供述しており、申立期間①における申立人の勤務実態について確認することができない。

さらに、昭和28年10月7日から32年10月1日までの期間について、社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿を確認したところ、連番で被保険者の氏名が記載されており、申立人の記載が脱落した痕跡は認められない。

2 B社について、社会保険事務所の記録によると、同社の厚生年金保険の事業所としての新規適用年月日は昭和34年6月1日とされており、申立期間②のうち、34年4月及び同年5月は厚生年金保険の適用事業所ではない。

また、申立人が記憶しており、かつ社会保険庁の記録上、申立人と同様

に、昭和 36 年 3 月 1 日に B 社で厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる同僚は、「私は、B 社に入社と同時に厚生年金保険に加入しており、厚生年金保険の記録には間違いは無く、申立人も私と同時期に入社したと記憶している。」旨供述しており、申立人は申立期間②において、同社に勤務していなかったことが推認できる。

さらに、申立人は、「B 社から D 事業所に移るまでは、妻が働いていたこともあり、数か月間休んでいたかもしれない。」旨供述しているなど、当該事情について明確に記憶しておらず、申立期間③における申立人の勤務実態について確認することができない。

加えて、B 社は、昭和 41 年 4 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間②及び③当時の賃金台帳等は確認できない上、当時の複数の同僚等からも、申立期間②及び③における申立人の勤務実態及び保険料控除の有無等についての供述は得られない。

- 3 このほか、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主に給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに申立内容を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 5 月 1 日ごろから 47 年 8 月 30 日ごろまで
私は、昭和 44 年 5 月 1 日ごろから 47 年 8 月 30 日ごろまで、私の姉の紹介により、A社の社長宅に住込みの家事使用人として勤務していたにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険に未加入とされているので、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

なお、A社での前任者である私の姉は、同社に勤務していた期間について、厚生年金保険の被保険者資格を取得している。

第3 委員会の判断の理由

申立人の姉の供述及び戸籍の附票において、申立期間のうち、昭和 44 年 5 月 16 日から 47 年 2 月 28 日までの期間の申立人の住民登録地は、A社の当時の社長宅と同一であることが確認できることから判断すると、申立人は、申立期間のうち、44 年 5 月ごろから 47 年 2 月 28 日ごろまでの期間において、同社の社長宅に住込みの家事使用人として勤務していたことは推認できる。

しかし、申立期間において、申立人が雇用保険に加入した記録は存在しない。

また、A社からは、「申立期間当時のことは不明だが、約 5 年前まで会長（申立期間当時の社長）宅に勤務していた家事使用人は、A社の従業員ではなく、会長が個人的に雇用していた。」旨の供述が得られた上、給与について、申立人は同社の社長の妻から、申立人の姉は同社の従業員から受け取っていたと供述していることから、申立人は、同社には雇用されていなかったものと考えられる。

さらに、A社には、申立期間当時の賃金台帳等の資料が無い上、当時の同僚等からも申立期間における申立人の勤務形態及び保険料控除の有無等につ

いての供述は得られない。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、申立期間を含む前後の期間について、社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿を確認したところ、連番で被保険者の氏名が記載されており、申立人の記載が脱落した痕跡^{こんせき}は認められず、ほかに申立内容を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 1 月 31 日から同年 2 月 1 日まで

私は、A社に平成 4 年 4 月 1 日から 5 年 1 月 31 日まで勤務していたにもかかわらず、同社での厚生年金保険の被保険者資格の喪失日が同年 1 月 31 日とされ、同年 1 月が厚生年金保険に未加入とされているので、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録により、申立人は、平成 5 年 1 月 31 日までA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、社会保険事務所の記録上、A社は平成 5 年 1 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている。

また、申立人が保管する平成 4 年 4 月から 5 年 1 月までの給与明細書の記載内容及び 4 年 4 月の給与明細書において同年 4 月分の厚生年金保険料が控除されていないことにより、A社では、給与の締め日が毎月 15 日ごろ、給与の支払い日が毎月 25 日ごろ、厚生年金保険料については翌月控除の方法で給与から控除していたものと推認できるため、5 年 1 月の給与明細書の厚生年金保険料欄の金額は、4 年 12 月分の厚生年金保険料を記載したものと考えられ、このことは、申立人が保管する平成 5 年分給与所得の源泉徴収票からも裏付けられることから、申立人は、同年 1 月分の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていなかったものとするのが自然である。

このほか、申立内容を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 3 月から 35 年 4 月まで

私は、昭和 34 年 3 月から 35 年 4 月まで、高等学校の定時制課程に在籍しながらA社に勤務していたにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険に未加入とされているので、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶しており、かつ申立期間当時、申立人と同様に高等学校の定時制課程に在籍しながらA社に勤務していた先輩の供述により、申立人が申立期間において同社に勤務していたことは推認できるが、社会保険庁の記録によると、当該先輩は、高等学校の定時制課程を卒業後の昭和 35 年 4 月以降に同社で厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、昭和 34 年 12 月ごろから、A社で総務を担当していた者は、「当時の詳細は不明であるが、定時制課程に在籍していた学生であれば、アルバイトとして取扱い、厚生年金保険に加入させていなかったかもしれない。」旨を供述していることから、申立人が申立期間において、厚生年金保険に加入していなかったと考えることも不自然ではない。

さらに、申立期間を含む前後の期間について、社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿を確認したところ、連番で被保険者の氏名が記載されており、申立人の記載が脱落した痕跡こんせきは認められない。

加えて、B社（昭和 38 年 12 月 1 日にA社から名称変更）には、申立期間当時の賃金台帳等が無い上、当時の複数の同僚等からも、申立期間における申立人の厚生年金保険への加入及び保険料控除の有無等についての供述は得られない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに申立内容を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 3 月 15 日から同年 9 月 5 日まで
② 昭和 44 年 12 月 21 日から 46 年 4 月 21 日まで

私は、昭和 44 年 3 月 15 日から同年 9 月 5 日まで、A 都道府県の B に所在する C 社に、夜勤専門職員として勤務していたにもかかわらず、社会保険庁の記録によると、A 都道府県の D 社で厚生年金保険の被保険者資格を取得したとされているので、申立期間①について、C 社での厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

また、D 社に継続して勤務していた期間のうち、申立期間②が厚生年金保険に未加入とされているので、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、A 都道府県の B に所在する C 社に、夜勤専門職員として勤務していたと申し述べているが、同社に勤務していた当時の従業員からは、申立人が勤務していたことを裏付ける供述は得られない。

また、商業登記簿謄本及び当時、C 社に勤務していた複数の従業員の供述により、同社は A 都道府県の B には存在していなかったことが確認できる上、当時、同社に勤務していた複数の従業員は、「申立期間①当時、C 社には夜勤専門の勤務形態は無かった。」旨を供述していることから、申立人の記憶は明確でない。

さらに、雇用保険の記録によると、申立人は、申立期間①において、D 社で雇用保険に加入していたことが確認できる。

加えて、申立期間①を含む前後の期間について、社会保険事務所が保管

するC社の健康保険・厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、連番で被保険者の氏名が記載されており、申立人の記載が脱落した痕跡は認められない。

- 2 申立期間②について、同僚の供述により、申立人は、D社に継続して勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人のD社における雇用保険の加入記録によると、申立人は、申立期間②直前の昭和44年12月21日に雇用保険の被保険者資格を喪失し、申立期間②直後の46年4月21日に雇用保険の被保険者資格を取得しており、申立期間②に雇用保険の加入記録は無く、申立人の同社における厚生年金保険の被保険者資格の喪失日及び取得日と一致している。

また、社会保険庁の記録によると、申立人は、申立期間②のうち、昭和45年10月から46年3月までの期間について国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できるほか、44年11月21日から46年4月3日までの期間について、社会保険事務所が保管するD社の健康保険・厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、連番で被保険者の氏名が記載されており、申立人の記載が脱落した痕跡は認められない。

さらに、社会保険庁の記録上、D社は平成7年1月21日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間②当時の賃金台帳等は確認できない上、事業主及び同僚等からは、申立人の厚生年金保険への加入及び保険料控除についての供述は得られない。

- 3 このほか、申立内容を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年3月1日から同年5月1日まで

私は、昭和33年3月1日からA社に継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険に未加入とされているので、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社（昭和37年1月1日にA社から社名変更）の勤務証明書、雇用保険の記録及び同僚の供述から、申立人が申立期間において同社に勤務していたことは確認できる。

しかし、申立人と同様、昭和33年3月1日からA社で勤務していたとされる複数の同僚等は、社会保険庁の記録によると、同社での厚生年金保険の被保険者資格は同年5月1日に取得していることが確認できることから、申立人のみが申立期間において厚生年金保険に加入していたとは考え難く、申立人と入社日の異なる複数の同僚も「入社日と厚生年金保険の資格取得日は相違している。」と供述していることから、事業主は、社員の入社日には厚生年金保険の加入手続を行っておらず、申立人の申立期間においても同様の取扱いを行っていたことがうかがわれる。

また、昭和33年1月1日から同年5月1日までの期間について、社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿を確認したところ、連番で被保険者の氏名が記載されており、申立人の記載が脱落した痕跡は認められない。

さらに、B社には、申立期間当時の賃金台帳等の資料が無い上、当時の複数の同僚等からも、申立期間における申立人の保険料控除の有無等についての供述は得られない。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに申立内容を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。